

# 介護人材確保対策の抜本強化に向けた提言

令和元年7月23日

全国知事会

第7期介護保険事業計画に基づく推計では、2025年度末には245万人の介護人材が必要になると見込まれているが、介護関連職種の有効求人倍率は上昇しており、介護人材確保はますます困難になっている。

人材のすそ野を広げ、職場定着を促進するため、地域医療介護総合確保基金の対象事業の拡大や新たな補助事業の創設、生産性向上の取組など、国においても様々な施策を展開しているところであるが、介護人材不足は危機的な状況であり、国と地方が総力を挙げて取り組まなければならない喫緊の課題である。

については、介護人材確保対策の抜本強化に向け、以下の事項を提言する。

## 1 多様な人材確保と人材育成

### (1) 介護への理解とイメージアップ

ア 介護職は、超高齢社会を支える重要な職業であるにも関わらず、「重労働で低賃金」というイメージが定着し、新たな人材の参入を妨げる要因の一つとなっている。そのため、広く国民に対し、様々なメディアを活用し介護の仕事に関する正しい理解と更に積極的なイメージアップに取り組むとともに、潜在的な介護有資格者呼び戻しを図るための施策を強力に推進すること。

イ 新中学校学習指導要領技術・家庭科において「介護」に関する内容の充実が図られたところであるが、教育の場において、介護の仕事の役割と重要性が正しく理解されるよう、小・中・高等学校（特別支援学校も含む。）において高齢者と接する機会を設けたり、福祉施設等を見学するなどの体験授業を組み入れたりし、若年のうちから意識啓発を図るなど、関係省庁間の連携を更に強化すること。

ウ 若年世代からの介護職参入を促進するため、介護福祉士養成施設を卒業して介護福祉士等の資格を取得する場合には、科目免除をする等のインセンティブを検討すること。

### (2) 多様な人材の参入促進

#### ①外国人介護人材の受入れ

ア 日本での生活に慣れ、就労に制限がない定住外国人等が介護分野へ参入しやすくなるよう、外国人就労・定着支援研修（介護コース）の実施地域を増やすなど、施策の充実に努めること。

イ 介護分野への技能実習生の受入れが円滑に進むよう、監理団体及び送出機関等の実態や課題を随時把握・検証し、その結果を公表すること。

ウ 外国人が介護福祉士国家試験を受験するに当たり、受験時間の延長や英語等多言

語による受験を可能とするなど、資格を取得する際の配慮を行うこと。

- エ 今後、特定技能により在留する外国人介護人材の受入れが急速に進むと見込まれるが、大都市圏その他の特定の地域に偏在することがないように、地方で就労することのメリットを十分周知するとともに、閣議決定に基づき設置され、関係省庁や関係団体等から構成される「介護分野における特定技能協議会」において状況を把握し、偏在が生じた場合には是正のための必要な措置を講じること。
- オ 技能実習及び特定技能による介護人材を受入れる介護事業者の経済的な負担を軽減するため、監理団体への監理費や登録支援機関への委託費の軽減に繋がる支援策を講じること。
- カ 外国人介護人材の受入は、各制度の趣旨に沿って進めることとされているが、各制度における受入の課題や好事例の紹介などについて、適切に情報提供を行うこと。

## ②若年世代等の参入促進

- ア 介護分野で中核的な役割を担う介護福祉士を目指す若者の参入を促進するため、介護福祉士修学資金の貸付けに必要な財源を確保するとともに、メディア等を活用して国民に制度を周知すること。  
また、貸与に当たり、連帯保証人の確保が難しい学生を対象とした機関保証制度を創設するとともに、返還債務免除要件を緩和すること。
- イ 介護現場の補助的業務を行う新たな担い手として期待できる障害者や元気高齢者等が参入しやすくなるよう、先進事例の紹介など、更に取り組を促進すること。
- ウ 他の福祉資格を有する者が介護福祉士等の資格取得をしやすくするなど、他の職種からの参入促進を図ること。

## (3) 資質の向上

- ア 認定介護福祉士を法的に位置付けるとともに、介護職の専門性と役割分担を明確にし、専門性の高い人材配置に係る介護報酬上の評価を行うこと。
- イ 介護実践力の指導やマネジメントなど、介護職の中核を担う認定介護福祉士を早期に養成するため、各都道府県における認定介護福祉士養成研修実施機関の設置を促進し、実施機関ごとに格差のない研修実現のための体制を整備すること。

## (4) 社会福祉法人等の運営基盤の整備

- ア 処遇改善や人材育成等を目的として、複数法人が連携等による体制強化を図ることが可能となるような制度を構築すること。

## 2 介護従事者の処遇改善

- ア 介護従事者の参入を促進し、将来の展望を持って業務に従事できるようにするため、介護従事者全体の処遇改善に確実に繋がること担保される恒久的な制度を構

築するとともに、国において必要な財源を確保すること。

イ 「新しい経済政策パッケージ」において示された、消費税増税に伴う処遇改善として創設された介護職員等特定処遇改善加算については、介護従事者全体の処遇改善を図ることを前提に、確実に実施するとともに、加算の取得に係る手続きの簡素化を図ること。

### 3 労働環境の整備と業務負担軽減

#### (1) 労働環境の整備

ア 人材確保等支援助成金や両立支援等助成金等を広く効果的に活用するため、労働局（介護労働安定センターを含む。）と福祉人材センターの連携など、事業者に対する周知及び相談・援助体制の強化を図ること。

イ 仕事と育児・介護の両立支援に係る休業・休暇制度の充実や雇用主の理解促進等を図るなどの取組を推進すること。

#### (2) 業務負担軽減と効率化

ア 地域介護・福祉空間整備推進交付金を活用した介護ロボット等導入支援特別事業については、十分な財源を確保した上で改めて実施すること。

イ 地域医療介護総合確保基金を活用した介護ロボット導入支援事業について、平成30年度から補助上限額の見直し及び対象機器の拡充が行われたところであるが、更なる拡充等を図ること。

ウ 介護現場のニーズが十分反映され、有効に活用される介護ロボットが早期に介護現場に導入されるよう、研究機関や民間企業等による介護ロボットの技術の向上や技術開発の更なる加速化を図ること。

エ 介護現場における業務効率化による負担軽減を図るためのICT導入が早期に実現されるよう、事務の標準化等の体制整備を加速化すること。

また、地域医療介護総合確保基金を活用したICT導入支援事業について、介護ソフト及びタブレット端末等の購入費用が補助対象となったが、介護事業所のICT導入にはWi-Fi環境整備等も必要であるため補助対象を拡充し、補助上限額を引き上げること。

### 4 地域医療介護総合確保基金の財源確保と効果的な活用

ア 地域医療介護総合確保基金は、地域における医療及び介護の総合的な確保のため、消費税増収分を原資とし、地域ごとの様々な実情に応じ、創意工夫を活かせる柔軟な仕組みを目指すという制度改革の趣旨のもと設置されたものである。

こうした趣旨を踏まえ、地域の実情に応じて自主性を反映した事業執行を可能とするため、個別事業の実施要件の緩和など、弾力的な運用を可能とするとともに、長期的視点に立った継続的な取組となるよう、十分な財源を確保すること。